法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成27年旧措置法」という。）第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合若しくは」に、「に記載すること」を「若しくは連結法人で平成27年旧措置法第68条の64第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合に記載すること」に改め、同第11号㉓中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則」を「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第８号）第１条の規定による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則」に改め、同第四号及び第五号中「別表四「42」又は別表四の二付表「50」」を「別表四「41」又は別表四の二付表「49」」に改め、同第六号中「租税特別措置法第61条の２第３項」の次に「、平成27年旧措置法第61条の２第３項」を、「租税特別措置法第68条の64第３項」の次に「若しくは平成27年旧措置法第68条の64第３項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同第七号中「租税特別措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）」の次に「、平成27年旧措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）」を、「第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）」の次に「若しくは平成27年旧措置法第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）」を加え、同第八号及び第九号中「「㊸の計」」を「「43の計」」に、「別表四「43」又は別表四の二付表「51」」を「別表四「42」又は別表四の二付表「50」」に改め、同表を別表十一(十四)とする。

別表十一(十六)の表中

所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「40の①」又は別表四の二付表「48の①」）
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(四)「40」）
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十五)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十五)「43の計」）

を

所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「39の①」又は別表四の二付表「47の①」）
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(三)「40」）
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十四)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十四)「43の計」）

に改め、同表の記載要領第11号及び第13号中「別表四「46」又は別表四の二付表「54」」を「別表四「45」又は別表四の二付表「53」」に改め、同表を別表十一(十五)とする。